

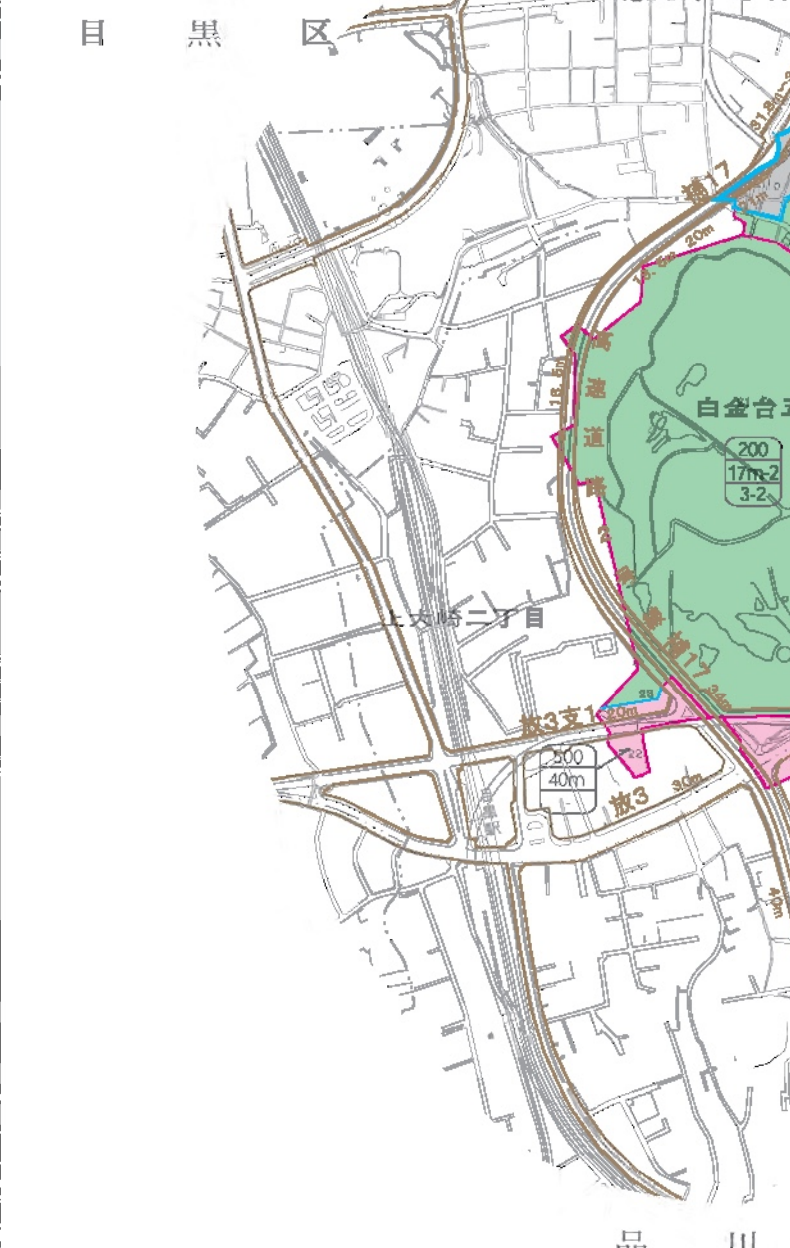
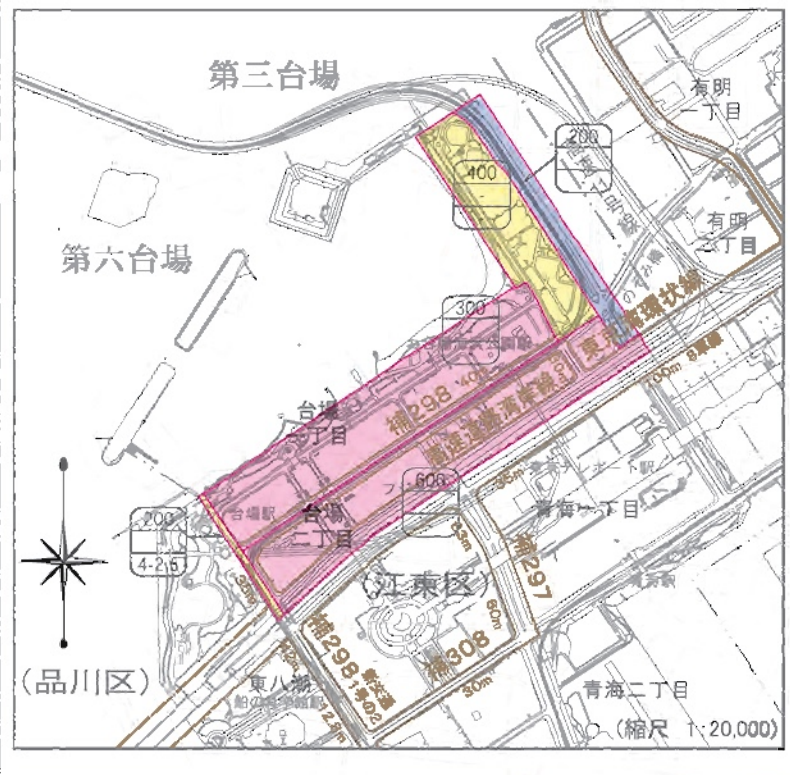
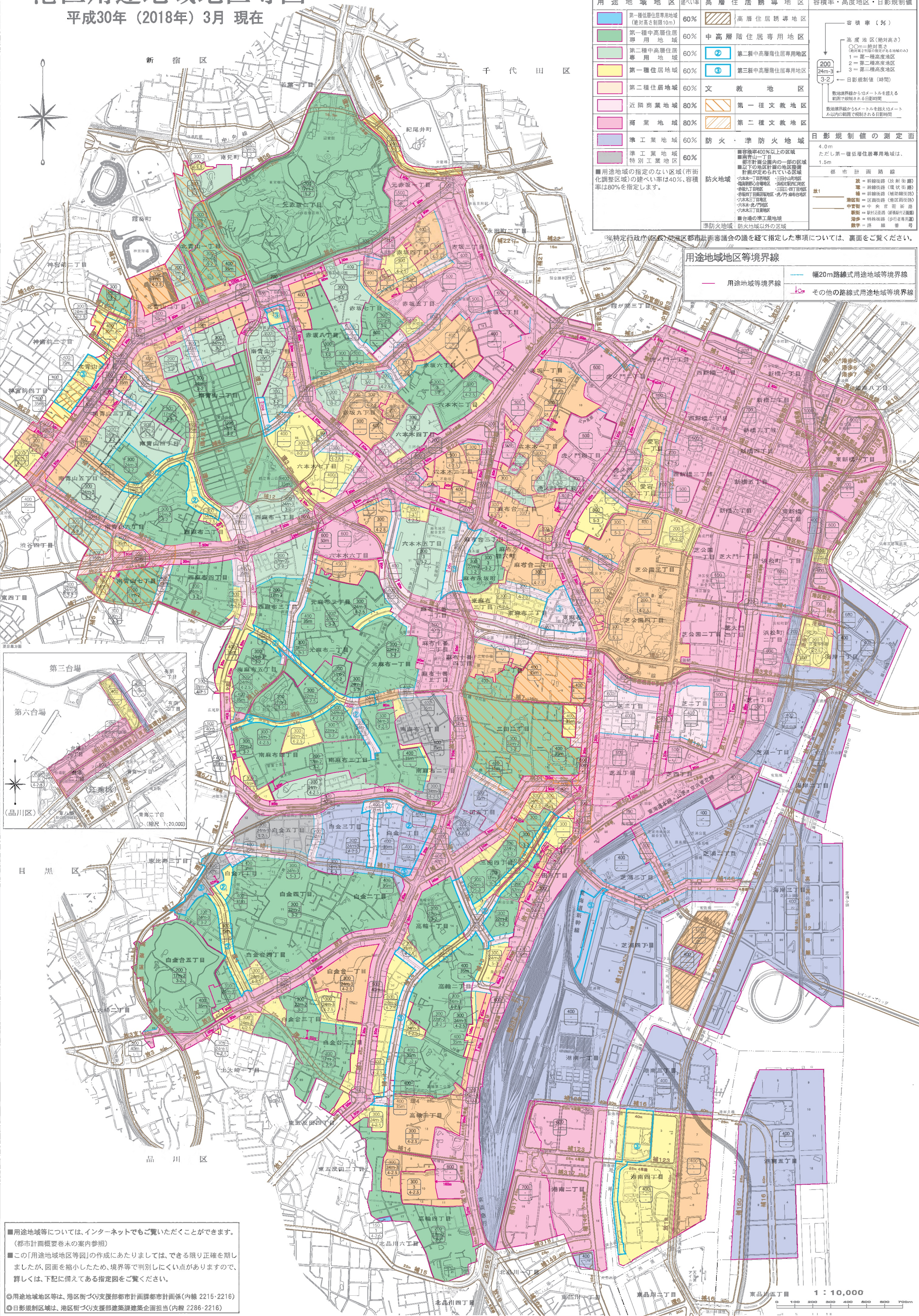
港区用途地域地区等図

平成30年（2018年）3月 現在

凡 例			
用途地域地区	建ぺい率	高層住居誘導地区	容積率・高度地区・日影規制値
第一種低層住居専用地域 (絶対高さ制限10m)	60%	高層住居誘導地区	容積率(%) 高度地区(絶対高さ) ○m=絶対高さ (※海岸沿道等2mを超過する場合は) 1=第一種高度地区 2=第二種高度地区 3=第三種高度地区 日影規制値(時間) 200 24m-3 3-2 敷地境界線から10メートルを越える 前面で規制される日影時間 敷地境界線から5メートルを越え10メー トル以内の範囲で規制される日影時間
第一種中高層住居専用地域	60%	第二種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	60%	第三種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	60%	文教地区	日影規制値の測定面 4.0m ただし第一種低層住居専用地域は、 1.5m 都市計画路線 ①=幹線道路(放射道路) ②=幹線道路(環状道路) ③=支線道路(放射道路) ④=支線道路(環状道路) ⑤=中環状道路 ⑥=駅前広場(駅前広場) ⑦=港歩道(歩行者専用道) ⑧=港歩道(歩行者専用道) ⑨=港歩道(歩行者専用道) ⑩=港歩道(歩行者専用道)
第二種住居地域	60%	第一種文教地区	
近隣商業地域	80%	第二種文教地区	
商業地域	80%	防火・準防火地域	
準工業地域	60%	防火地域	
準工業地域 特別工業地区	60%	準防火地域	
■用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)の建ぺい率は40%、容積率は80%を指定します。			

※特定行政庁(区長)が港区都市計画審議会の議を経て指定した事項については、裏面をご覧ください。

用途地域地区等境界線	
用途地域境界線	幅20m路線式用途地域等境界線
用途地域境界線	その他の路線式用途地域等境界線



■用途地域等については、インターネットでもご覧いただくことができます。
 (都市計画概要巻木の案内参照)

■この「用途地域地区等図」の作成にあたりましては、できる限り正確を期しましたが、図面を縮小したため、境界等で判別しにくい点がありますので、詳しくは、下記に備えてある指定図をご覧ください。

◎用途地域地区等は、港区街づくり支援部都市計画課都市計画係(内線 2215-2216)

◎日影規制区域は、港区街づくり支援部建築課建築企画担当(内線 2286-2216)

1 : 10,000